

鳥取県公報

目次

- ◇規則 害虫駆除予防法施行細則外四件廃止
- ◇告示 種畜の廃用
禁獵区の設定
普通水利組合の廃止許可
土地改良区の設立認可
保健指導助産婦の指定
土地の公用廃止
害虫及び黴菌駆除予防方法外十一件廃止
固定資産の価格決定に關し質問検査権を有する者の指定
- ◇県會告示、鳥取県電力対策委員会規程の廃止
- ◇農業委員會告示
未墾地買収計画の縦覧期間について
法務省行政機構の改正について
- ◇雜報

規則

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

害虫駆除予算法施行細則等を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十七年八月二十二日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第七十号

害虫駆除予防法施行細則等を廃止する規則

次に掲げる規則は廃止する。

害虫駆除予防法施行細則

(大正三年六月鳥取県令第二十三号)

種子用綿実の県外移出に關する件

(昭和十五年十二月鳥取県令第七十四号)

農業会技術員資格試験規程

(昭和十九年五月鳥取県令第三十五号)

農業会女子技術員資格試験規程

(昭和十九年十一月鳥取県令第七十号)

鳥取県立農業技術員養成所規程

(昭和二十二年三月鳥取県令第二十一号)

告示

鳥取県告示第四百十八号
次の種畜は廃用された。

昭和二十七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

| 種畜証明書番号 | 名前 | 種類 | 飼養者住所氏名 | 摘要 |
|-----------|-----|------|--------------|-------|
| 昭二六鳥取第一号 | 北 則 | 黒毛和種 | 岩美郡蒲生村 日下部清藏 | 種畜 廃用 |
| 昭二四鳥取第十六号 | 桂 | " | 福部村 西尾 政市 | " |
| 第一六三号 | 瑞 榮 | " | 本庄村 松村 長吉 | " |

鳥取県告示第四百十九号

狩獵法(大正七年法律第三十二号)第九條の規定に基き鳥獸保護のため次のとおり禁獵区を設定する。

昭和二十七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、区 域

西伯郡大山村大字赤松字池の原、字池の奥、字峯の平、字中曾根字机、字鍋山の一部、字奥滝、字口滝、字奥蓼野、字口蓼野の一部、字奥水滝、字口水滝の一部、字蓼野口の一部

一、面 積

七十三町七步(内池の水面積七町七反五畝六步)

一、存続期間

昭和二十七年八月十四日から

昭和二十七年八月十三日まで

鳥取県告示第四百二十号

生竹大口堰普通水利組合及び福山大口堰普通水利組合の廃止について、昭和二十七年八月二日許可した。

昭和二十七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百二十一号

東伯郡高城村大字榎平木政明外十四名の者より申請のあつた高城村榎土地改良区の設立について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十條第一項の規定により、昭和二十七年八月五日認可した。

昭和二十七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百二十二号

保健婦、助産婦、看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第四十三條の規定により知事の交付する助産婦業務従事証を所持する者をもつて児童福祉法施行規則第七條の規定による保健指導助産婦に指定する。

昭和二十七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百二十三号

次の土地はその公用を廢止する。

昭和二十七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、東伯郡倉吉町大字福守字砂畑十七番地先不認定道路敷五九坪九四五 水路敷一七坪五七五 (關係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第四百二十四号

次に掲げる告示は廢止する。

昭和二十七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

害虫及び微菌駆除予防方法

(大正三年六月鳥取県告示第一百五十五号)

市町村農業技術員設置奨励規程

(昭和四年三月鳥取県告示第八十二号)

小麦採種圃設置奨励規程

(昭和七年九月鳥取県告示第三百八十三号)

農用噴霧器奨励規程

(昭和七年九月鳥取県告示第三百八十四号)

小麦実地指導地奨励規程

(昭和七年九月鳥取県告示第三百八十五号)

米麦原種配付規程

(昭和七年九月鳥取県告示第三百八十六号)

自給肥料改良増殖奨励金交付規程

(昭和七年九月鳥取県告示第三百八十七号)

小麦の簡易火力乾燥装置奨励規程

(昭和八年五月鳥取県告示第二百十八号)

水稻採種圃設置奨励規程

(昭和九年五月鳥取県告示第二百六十七号)

鳥取県農業技術員養成所設置規程

(昭和十三年六月鳥取県告示第三百四十号)

農産資源開発奨励規程

(昭和十四年三月鳥取県告示第五百二十二号)

酒精原料甘藷原種配付規程

(昭和十四年三月鳥取県告示第五百十三号)

鳥取県告示第四百二十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百九十六條第一項の規定による固定資産の価格の決定に關し、質問検査権を有する者を次のとおり指定する。

昭和二十七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証票番号 指定した者

第一号 鳥取県事務吏員 上根 政幸

第二号 " 原田 増藏

第三号 " 中村 貴

第四号 " 佐野 義雄

県会告示

◇鳥取県會告示第二号

鳥取県會電力対策委員會規程(昭和二十二年十二月鳥取県會告示第十四号)は廃止する。

昭和二十七年八月二十二日

鳥取県會議長 木 島 公 之

農業委員会告示

鳥取県農業委員會告示第十号

自作農創設特別措置法(昭和二十年法律第四十三号)

第三十一條の規定により未墾土地買収計画を定めたので

昭和十七年八月二十二日から同年九月十一日まで買収計画地の所在する次の町村役場において縦覧に供する。

昭和二十七年八月二十二日

鳥取県農業委員長 西 尾 愛 治

北谷村 浦安町 灘手村 明治村 鳥取市

雜報

法務省訟務局長より次のような通知があつた。

法務省訟甲第一号

昭和二十七年八月一日

法務省訟務局長

鳥取県知事殿

今般行政機構の改正により、従来の法務府民事訟務局及び行政訟務局の所掌事務は、本日から法務省訟務局において行ふこととなりましたから、訴狀、判決その他従前の右兩局に対する在來の報告文書等は、訟務局あてに報告せられるようにして下さい。

なお、貴管下官公庁にもこの趣き、お連絡願います。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 鳥
所 取 取
縣 者 縣
鳥 鳥
取 取
市 市
取 東 市
縣 町 町
取
印
刷
所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課